

市民活動支援補助金交付事業の廃止(逗子市市民活動支援補助金

システム要綱の廃止)に関する意見を募集します。

逗子市では、少子高齢化による市税の減少や社会保障費の増加という傾向が今後も続くものと考えられます。こうした状況に対応するため、財政対策プログラムを策定し、人件費の削減、事務事業の見直しなどを行い、将来に渡る安定した財政運営を維持していく取り組みを行っています。

このため、平成30年度の市民活動支援補助金交付事業の募集を休止しましたが、平成31年度以降の補助金交付事業の廃止を検討しています。

このことについて、広く皆様の意見を募集します。

1. 事業概要

「市民活動支援補助金実施事業募集要項(抜粋版)」別紙1

「逗子市市民活動支援補助金システム要綱」別紙2

2. 廃止内容

平成31年度より、市民活動支援補助金交付事業を廃止します。

3. 意見の募集期間

平成30年9月4日(火)から10月3日(水)まで(17時必着)

4. 案の閲覧方法

○市のホームページ:

<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/simin/publiccomment303.html>

○閲覧場所: 市民協働課(市役所3階)、市民交流センター、情報政策課情報公開係、逗子アリーナ、文化プラザホール、高齢者センター、体験学習施設(スマイル)、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、図書館

5. 意見の提出方法

任意の様式（閲覧場所にある記入用紙でも可）に「市民活動支援補助金交付事業の廃止（逗子市市民活動支援補助金システム要綱の廃止）に対する意見」と明記し、住所・氏名・意見を記載のうえ、次のいずれかの方法でお寄せください。

- （１）郵送 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 市民協働課
- （２）FAX 046-873-4520
- （３）市ホームページから送信
市ホームページ市民協働課へのお問い合わせフォームから送信
- （４）持参 市民協働課（市役所３階）、市民交流センター

6. その他

皆様からお寄せいただいたご意見は、意見概要としてまとめ、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個々のご意見に対しましては、直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

◆問い合わせ先

逗子市 市民協働部 市民協働課

TEL：046-873-1111（代表）

FAX：046-873-4520